

地域における身寄りのない方及び 意思決定支援を必要とする方への 支援体制の構築に関する提言書

令和8年10月19日

郡山市社会福祉協議会
会長 太田 健三 様

一般社団法人郡山医師会
会長 坪井 永保
福島県医療ソーシャルワーカー協会県南方部
方部長 甲野藤 彩乃
福島県精神保健福祉士協会県中・会津方部
方部長 秋山 康幸
福島県社会福祉士会県中方部
方部長 細川 賢恵

1. 提言の趣旨

近年、郡山市においても、単身高齢者の増加や家族形態の変化等を背景として、身寄りがいないことに加え、認知症、精神疾患等により意思決定支援を必要とする方が増加しています。

郡山市において、「あんしんサポート（日常生活自立支援事業）」は申し込みから利用開始までに年単位の待機期間があり、必要時に活用できるものになっておりません。身寄りがおらず経済的困窮に置かれた方の成年後見申し立てには時間がかかり、成年後見人が就くまでの間に施設入所等ができず社会的入院が続く現状やその間に未払いとなる医療費など医療機関にとって大きな問題となっております。

このほかにも、私たちは日々の医療・介護・福祉の現場において、そのような方々が、入院・退院、施設入所、在宅生活への移行など様々な場面で、契約手続、緊急連絡先の確保、身元引受、意思決定支援等の課題に直面し、本来必要な医療・介護・福祉サービスの利用が困難となる事例を数多く経験しています。環境的な要因により「自己決定の尊重・尊厳の保持」が妨げられている状況があります。

これらの課題は、一つの機関や制度のみで解決できるものではなく、高齢福祉、障害福祉、生活困窮支援、地域福祉、医療、介護、権利擁護、司法等の複数分野にまたがる地域課題です。そのため、行政、社会福祉協議会、医療、介護、福祉、司法等の関係機関が共通認識のもと、それぞれの役割を果たしながら連携する支援体制の構築が必要です。

2027年4月施行の改正社会福祉法における「頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実」を含む包括的な支援体制の強化、そして郡山市におきましては第5期郡山市地域福祉計画において「身寄りのない方への支援」を地域課題として位置付け、重層的支援体制整備事業と一体的に推進する方針が示されています。

私たちは専門職団体として、行政及び社会福祉協議会と協働しながら地域課題の解決に取り組む意思を表明するとともに、以下の事項について提言します。

2. 提言事項

(1) 庁内横断的な検討体制の構築

本課題は、高齢福祉、障害福祉、地域福祉、生活困窮支援、地域包括ケア、医療、権利擁護等の複数分野にまたがる地域課題です。

そのため、所管部署のみで対応するのではなく、関係部署による庁内横断的な検討体制を設置し、市として継続的に課題を共有するとともに、社会福祉法改正の趣旨を踏まえ、重層的支援体制整備事業等との連携を図りながら、施策の検討及び支援体制の構築を進めることを提言します。

(2) 「郡山市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会・相談支援部会」を活用しての権利擁護にかかわる地域課題の対応検討・包括的支援体制の構築

個別事例から生じる課題を地域全体の課題として共有し、多機関が継続的に対応について協議し、社会福祉法改正の趣旨を踏まえた包括的な支援体制の構築を推進することを提言します。

「郡山市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会・相談支援部会」を活用し、成年後見制度の運用のみならず、『権利擁護』と『意思決定支援』に関する地域課題の対応を検討し、包括的な支援体制の構築に向けて、ミクロ・メゾ・マクロの各レベルを循環的に捉え、相互に連動させるコミュニティソーシャルワークの実践を期待します。

(3) 地域ルール及び支援ガイドラインの策定・運用後の検証や改善に向けた協議の継続・定期的な見直し

現在課題になっている「契約支援」「緊急連絡先」「身元引受」「入退院支援」「施設入所支援」「意思決定支援」等について、地域の実情を踏まえたルールを整理し、関係機関が共通の考えのもとで支援できるガイドラインを策定することを提言します。

また、ガイドライン策定後は、その運用状況を継続的に検証し、課題を共有しながら改善に向けた協議を行い、定期的な見直しを実施することを提言します。

地域としての基本的な考え方を共有することにより、社会福祉法改正の趣旨に沿った包括的な支援の実現と、支援の質の向上及び関係機関の負担軽減につながるものと考えます。

3. おわりに

身寄りのない方及び意思決定支援を必要とする方への支援は、特定の制度や機関だけで完結するものではなく、地域全体で支える仕組みが不可欠です。

私たち専門職団体は、本提言を行政への要望ではなく、地域共生社会の実現に向けた官民協働の提案として位置付けています。

今後も、事例の共有、制度の検討、研修及び地域ルールづくりなどに積極的に参画し、行政及び社会福祉協議会と連携しながら、持続可能な地域支援体制の構築に協力してまいります。

本提言が、社会福祉法改正による身寄りのない高齢者等への包括的な支援の趣旨を踏まえ、重層的支援体制整備事業や成年後見制度利用促進の取組と連携した多機関協働による支援体制の充実につながり、誰もが住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしく暮らし続けることのできる地域社会の実現に寄与することを期待します。

本提言の趣旨をご理解いただき、その実現に向けたご検討を賜りますようお願い申し上げます。